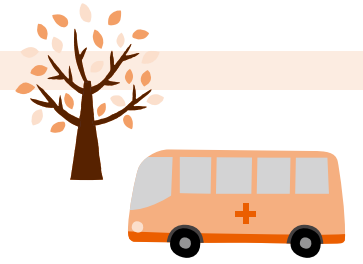


巡回健診（総合健診）



★若草地区会場の変更について

若草保育所移転に伴う若草生涯学習センター周辺駐車場の整備工事のため、若草地区の令和4年度巡回健診（総合健診）は「橿形健康センター」で実施します。受診者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【会場・日程】 右の一覧表でご確認ください。

（申込者には、混雑緩和のため、受診日時を指定し通知します。ただし、都合が悪い場合は事前の連絡により日時・会場の変更が可能です。）

【受付時間】 午前7時30分～午前11時

（南アルプスふれあい館のみ 午前8時～午前10時）

【持ち物】 健康保険証・自己負担金・回答用紙 等

この他に、40歳以上の社会保険被扶養者・任意継続本人・職域国保の方で基本健診（特定健診）を受診する方は、加入している医療保険者が発行する「特定健康診査受診券」が必要です。この券がない場合は、基本健診（特定健診）は受診できませんのでご注意ください。

【検査項目】 記載の年齢はすべて令和5年3月31日時点の年齢

●巡回健診（総合健診）会場・日程一覧

会場	対象地区	日程											
南アルプスふれあい館	芦安	8月	4木										
甲西農村環境改善センター	甲西	8月	16火	17水	18木	19金	21日	22月	23火				
かがやきセンター （南アルプス市健康福祉センター）	八田・白根	8月	24水	25木	26金	28日	29月	30火	31水				
		9月	1木	2金	5月	6火	7水	8木	9金				
橿形健康センター	若草	9月	26月	27火	28水	29木	30金						
		10月	2日	3月	4火								
橿形健康センター	橿形	10月	24月	25火	26水	27木	28金	31月					
		11月	1火	2水	4金	6日	7月	8火					

新型コロナウイルス感染症や台風など当日の天候により中止する場合があります。ご了承ください。

項目名	検査内容	対象者	自己負担金
基本健診（※1） （特定健診） 血液検査・尿検査・身体測定等	生活習慣病の疑いがあるかを調べます。	30歳以上 社会保険本人は除く（※1）	実際にかかる費用 約7,000円～9,000円 → 年齢や医療保険により異なる（※2） 70歳以上 無料（※4）
結核 肺がん 検診	胸部レントゲン検査	30歳以上 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 1,243円 → 無料
	かく痰 細胞診検査	胸部レントゲン検査を受ける方で対象となる方には受付でご案内します。 50歳以上 喫煙指数600以上の方（※3） 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 3,027円 → 400円 健診会場で容器を受取り、痰を連続3日間採って後日提出します。
胃がん 検診 バリウムによる胃のレントゲン検査	胃がんなどの疑いがあるかを調べます。	30歳以上 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 4,232円 → 800円 70歳以上 無料（※4）
腹部超音波 検診 腹部のエコー検査	肝臓、胆のう、すい臓、ひ臓、腎臓などに、がんや結石などの疑いがあるかを調べます。	30歳以上 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 3,394円 → 800円 70歳以上 無料（※4）
大腸がん 検診 便潜血検査	大腸がんなどの疑いがあるかを調べます。	30歳以上 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 1,896円 → 400円 70歳以上 無料（※4）
前立腺がん 検診 血液検査	血液中から、前立腺がんの疑いがあるかを調べます。	50歳以上男性 未治療の方 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 1,650円 → 400円 70歳以上 無料（※4）
骨粗しょう症 検診 腕のレントゲン検査	骨密度を調べ、骨粗しょう症の疑いがあるかを調べます。	30～68歳の 偶数年齢女性 社会保険本人もOK！	実際にかかる費用 1,466円 → 400円
歯科健康 相談 歯の検査・相談	歯科医師による歯の検査と 歯科衛生士による 歯の健康相談。	30歳以上 社会保険本人もOK！	無料（当日会場で申込）

（※1）
40歳（令和5年3月31日時点）～74歳（健診当日時点）の方は、加入医療保険者に実施義務のある「特定健康診査（特定健診）」として実施されます。
特定健診は生活習慣病の早期発見や予防のため、生活習慣病の発症リスクを高めるメタボリックシンドロームに着目した健診で、身体測定、血圧、血液検査、尿検査を実施します。

（※2）

年齢・加入医療保険	自己負担金
南アルプス市国民健康保険加入者（69歳以下） 30歳～39歳の社会保険被扶養者	1,000円
40歳以上の社会保険被扶養者 任意継続本人、職域国保	ご加入の医療保険者が発行する「特定健康診査受診券」に示された金額

生活保護世帯、市民税非課税世帯の方には減免制度があります。

（※3）

喫煙指数とは、
「1日の喫煙本数×喫煙年数」
（過去の喫煙歴も含みます。）

（※4）

令和5年3月31日時点で70歳以上の方